

五桂池ふるさと村の整備及び管理運営事業  
実施方針

令和4年8月

多気町

## 目次

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 第 1. | 特定事業の選定に関する事項.....                   | 3  |
| 1.   | 事業内容に関する事項.....                      | 3  |
| 2.   | 特定事業の選定及び公表に関する事項.....               | 6  |
| 第 2. | 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....              | 7  |
| 1.   | 募集及び選定の方法.....                       | 7  |
| 2.   | 募集及び選定のスケジュール.....                   | 7  |
| 3.   | 募集及び選定手続き等.....                      | 8  |
| 4.   | 応募者の資格等.....                         | 10 |
| 5.   | 事業提案の審査及び選定に関する事項.....               | 12 |
| 第 3. | 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施に係る事項.....  | 13 |
| 1.   | 予想される責任及びリスクの分類と官民での分担.....          | 13 |
| 2.   | 事業実施状況のモニタリング.....                   | 13 |
| 第 4. | 公共施設の立地ならびに規模及び配置に関する事項.....         | 14 |
| 1.   | 立地条件.....                            | 14 |
| 2.   | 施設の概要.....                           | 15 |
| 3.   | 土地の貸付.....                           | 15 |
| 第 5. | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... | 16 |
| 1.   | 係争事由における基本的な考え方.....                 | 16 |
| 2.   | 管轄裁判所の指定.....                        | 16 |
| 第 6. | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....      | 16 |
| 1.   | 事業の継続に関する基本的な考え方.....                | 16 |
| 2.   | 事業の継続が困難となった場合の措置.....               | 16 |
| 3.   | 金融機関との協議.....                        | 17 |
| 第 7. | 法制上及び税制上の措置並びに金融上の支援に関する事項.....      | 17 |
| 1.   | 法制上及び税制上の措置.....                     | 17 |
| 2.   | 財政上及び金融上の支援.....                     | 17 |
| 第 8. | その他特定事業の実施に関し必要な事項.....              | 17 |
| 1.   | 議会の議決.....                           | 17 |
| 2.   | 提案に伴う費用負担.....                       | 17 |
| 3.   | 情報公開及び情報提供.....                      | 18 |
| 4.   | 問合せ先.....                            | 18 |

## 第1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

多気町五桂池ふるさと村整備及び管理運営事業(以下、「本事業」という。)

(2) 公共施設の管理者等の名称

多気町長 久保行男

(3) 事業の目的

五桂池ふるさと村は、農林水産資源の多目的利用を推進し、地域農業の安定向上と地域住民の福祉増進に寄与するため、昭和 59 年に整備された。多気町では五桂池ふるさと村を地域の農業・農村活性化・都市と農山村の集客交流の拠点、併せて、地場産業の発展と観光を含めた地域の発信のための施設と位置付けている。

また、町は令和 2 年に五桂池ふるさと村の再生計画を策定し、「食や農業を通じたまちづくりや町内外の交流促進、キャリア教育に係る取り組みを通じて、多気町ガストロノミーの中核拠点としての発展を目指す」ことをビジョンとして定めた。

本事業は、再生計画に定めるビジョンの下、民間等が持つノウハウや柔軟な発想の活用により、五桂池ふるさと村の魅力を最大限に発揮し、地域の活性化、利用者サービスの向上及び効率化を図ることを目的として実施する。

(4) 事業の概要

本事業の対象となる施設等は次のとおりである。

(ア)五桂池ふるさと村

鉄骨平屋建 72.00 m<sup>2</sup> 等 40 棟

(イ)花とふれあい動物広場

鉄骨平屋建 278.37.60 m<sup>2</sup> 等 7 棟

(ウ)おばあちゃんの店 (Marche Grandma)

鉄骨 2 階建 960.00 m<sup>2</sup>

(エ)まごの店

鉄骨平屋建 等 2 棟

(オ)その他

屋外トイレ、排水側溝、舗装、花壇等

(5) 事業の方式

事業方式は、(4)の対象となる施設に応じて、以下のとおり定めることとする。

| 対象施設   | 事業方式 |
|--|------|
| 五桂池ふるさと村 (R4 年度整備予定の新設施設を除いたロッジ棟、BBQ エリア)  | BOT  |
| 五桂池ふるさと村 (R4 年度整備予定の新設施設)、花とふれあい動物広場、おばあちゃんの店 (Marche Grandma)、まごの店、その他 (屋外トイレ、排水溝、舗装、花壇等) | RO   |

(6) 選定事業者 zu 期待する事項

町は、本事業への民間活力の導入にあたって、特に次の事項を期待している。

(ア)本事業は、行政と民間の連携による五桂池ふるさと村の活性化と持続可能な運営を目的として実施するものである。選定事業者には、町との密接なコミュニケーションの元、関係する主体との連携・協働によって事業全体の魅力を高めていくことを期待する。

(イ)本事業の実施にあたり、令和2年度に策定した五桂池ふるさと村の再生計画に基づく事業方針と合致する自主事業を実施すること。掲げるテーマとしては以下の通り。

- 新規就農者の育成
- 農産品の高付加価値化
- 農福連携
- 獣害対策
- 高齢者等弱者生活支援
- 食育・キャリア教育
- 動物園の魅力向上
- 創業・就業支援

(ウ)効果的かつ効率的な業務遂行や、長期的な施設の維持管理・運営を

見据えた施設計画とすること。

(7) 事業の収入及び費用負担

本事業における選定事業者の収入および費用負担は以下のとおりである。

(ア)自由提案事業により得られる収入

自由提案事業(収益事業)は選定事業者の独立採算により実施するものとし、選定事業者は、事業の実施により得られる収入を自らの収入とすることができる。

(イ)施設の設計・建設及び整備に係る費用

施設の整備に係る費用については、選定事業者が利用者から徴収する利用料金により賄うものとし、選定事業者による資金調達を行うこととする。

(ウ)施設の維持管理・運營業務に係る費用

- 選定事業者は、事業の実施に必要なすべての費用を負担する。
- 選定事業者は、PFI 契約の終了時に、選定事業者により設計・建設した施設の譲渡・取り壊しの有無については町と選定事業者との協議の上決定するものとする。

(8) 利用料金に関する事項

本事業における RO の事業方式を採用する施設の利用料金については、入札公告において公表する額を上限として選定事業者において定めることができるものとする。

(9) 業務範囲

「(5) 事業の方式」に示す事業区分に基づく、業務範囲は次のとおりである。

詳細は業務要求水準書(案)別紙を参照すること。

(ア)五桂池ふるさと村(R4 年度整備予定の新設施設を除いたロッジ棟、BBQ エリア)

- 設計業務
- 建設業務
- 工事監理業務
- 維持管理業務

(イ)五桂池ふるさと村(R4 年度整備予定の新設施設)

- 維持管理業務

(ウ)花とふれあい動物広場

- 維持管理業務

(エ)おばあちゃんの店 (Marche Grandma)

- 維持管理業務

(オ)まごの店

- 維持管理業務

(カ)その他

- 自由提案事業

(10) 事業期間

事業契約締結日より、令和 20 年 3 月末までの期間とする。

(11) 事業終了時の措置

PFI 期間の終了に際して、選定事業者は自ら設計・建設した施設施設の譲渡・取り壊しの有無については町と協議の上決定するものとする。

(12) 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守することとする。

- 地方自治法
- 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令
- 食品衛生法・食品衛生関連法令
- 多気町五桂池ふるさと村の設置及び管理に関する条例
- 多気町個人情報保護条例
- 多気町情報公開条例
- 多気町行政手続条例
- その他五桂池ふるさと村を整備及び管理・運営するための業務に関連する全ての法令等

## 2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

町が本事業を PFI (Private Finance Initiative) 方式で実施することにより、従来方式で実施した場合と比較し、事業期間を通じたサービスの水準の向上や財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

(2) 選定方法・手順

次の手順により評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出による定量的評価
  - ② 事業者に移転されるリスクの検討
  - ③ PFI 事業として実施することの定性的評価
- (3) 選定結果の公表  
 選定方法・手順に従い特定事業を選定した場合は、町のホームページ等により公表する。

## 第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定の方法

本事業は、設計・建設段階及び維持管理・運営段階の各業務を通じて、民間事業者にも効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めため、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。

そのため、民間事業者の選定にあたっては、本事業全体の運営、民間事業者が検討する設計・建設を含む事業者管理、維持管理等について、町が求める要求水準を満たしていることを前提とし、その他収益事業等も総合的に評価することとし、競争性、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用する予定である。

### 2. 募集及び選定のスケジュール

|   | 日程       | 内容                     |
|---|----------|------------------------|
| ① | 令和4年8月1日 | 実施方針の公表                |
| ② | 令和4年8月中旬 | 実施方針等に関する質問及び意見の受付     |
| ③ | 令和4年8月中旬 | 特定事業の選定及び公表            |
| ④ | 令和4年8月下旬 | 実施方針等に関する質問への回答の公表     |
| ⑤ | 令和4年8月下旬 | 募集の公告（募集要項等の公表）        |
| ⑥ | 令和4年8月下旬 | 募集要項等に関する質問の受付締切       |
| ⑦ | 令和4年8月下旬 | 募集事項等に関する質問への回答の公表     |
| ⑧ | 令和4年8月下旬 | 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切 |
| ⑨ | 令和4年9月上旬 | 資格確認通知書の発送             |

|   |           |                         |
|---|-----------|-------------------------|
| ⑩ | 令和4年10月上旬 | 提案書類の提出締切               |
| ⑪ | 令和4年11月   | 最優秀提案者の選定、優先交渉権者の決定及び公表 |
| ⑫ | 令和4年12月   | 基本協定の締結                 |
| ⑬ | 令和5年1月    | 仮契約（PFI事業契約）の締結         |
| ⑭ | 令和5年3月    | 契約締結の議会議決（本契約の締結）       |

### 3. 募集及び選定手続き等

(1) 実施方針及び業務水準書（案）の公表（①）

本事業の実施方針及び要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）を多気町ホームページ等で公表する。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答の公表（②、④）

実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見を次の通り受けるつける。

① 受付期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月12日（金）  
午後5時まで（必着）

② 申込先

多気町役場農林商工課 商工観光係  
〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地  
電話：0598-38-1117  
FAX：0598-38-1140  
Email：[norin@town.mie-taki.lg.jp](mailto:norin@town.mie-taki.lg.jp)

③ 回答方法

質問に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、町ホームページで公表する。

なお、質問及び意見の内容を考慮し、本実施方針等の内容を変更する場合もある。

(3) 特定事業の選定及び公表（③）

実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められた場合、PFI法第6条に基づき、本事業を特定事業として選定し、公表する。

- (4) 募集の公告（募集要項等の公表）(⑤)  
令和4年8月下旬に募集の公告（募集要項及び付属資料）を行う
- (5) 募集要項等に関する質問の受付締切、回答の公表（⑥、⑦）  
募集広告に関する質問を令和4年8月下旬まで受け付け、8月下旬を目途に回答する。
- (6) 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切（⑧）  
応募者は、参加表明書（資格確認申請書含む。）を令和4年8月31日（水）までに提出すること。
- (7) 資格確認通知書の発送（⑨）  
資格確認の結果は、令和4年9月上旬に応募者(代表企業)に対する資格確認通知書の発送により通知する。
- (8) 提案書類の提出締切（⑩）  
応募者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和4年10月7日（金）までに提出する。提案方法の詳細は募集の公告時に提示する。
- (9) 最優秀提案者の選定、優先交渉権者の決定及び公表（⑪）  
提出された提案書類について、総合的に評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。  
町は、審査を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を令和4年12月に公表する。
- (10) 基本協定の締結（⑫）  
町は、優先交渉権者と基本協定を締結する。
- (11) 仮契約（PFI事業契約）の締結（⑬）  
町は、優先交渉権者と仮契約（PFI事業契約）を締結する。
- (12) 契約締結の議会議決（本契約の締結）（⑭）  
仮契約は、町議会の議決を経たときに本契約となる。

## 4. 応募者の資格等

### (1) 応募者が備えるべき資格

多気町が申請資格要件を満たしているか審査を実施する。なお、申請資格要件を満たしていない申請者には、個別に連絡することとする。

申請の資格を有する者は、事業実施期間中、安全円滑に施設を管理・運営し、かつ施設をより効果的・効率的に運営することが可能な法人若しくはグループ（以下「法人等」と記載する）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、個人での応募は受け付けない。

① 地方自治法第244条の2第11項の規定により多気町又は他の地方自治体から指定を

取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等

もしくは、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用しない者。

③ 申請書類提出時において、多気町の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人等であること。

④ 多気町が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない法人等であること。

⑤ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する法人等でないこと。

（ア） 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

（イ） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等。

（ウ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。

⑥法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

(イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。

(ウ) 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

(エ) 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

(オ) 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。

⑦役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。

## (2) 参加資格の確認等

①参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

②資格確認通知を受けた応募者の構成員、協力企業のいずれかが参加資格確認基準日から、提案書類の提出締め切り日までの間に「第2 4 (1) 応募者が備えるべき資格」に定める参加資格要件を欠くような事態が発生した場合には、当該応募者は失格となる。

### (3) SPC の設立等

本事業における特定目的会社（SPC）の設置は必須としない。特定目的会社（SPC）を設置する場合には、多気町内に設置することとし、優先交渉権者の構成員は SPC の株式総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有することとする。

## 5. 事業提案の審査及び選定に関する事項

### (1) 事業提案の審査

事業提案の審査を行うため、審査委員会を設置する。審査委員会は、自ら定める事業者選定基準に従い事業提案の審査を行う。

なお、審査委員会が必要であると判断した場合には、応募者に対してヒアリングを行うことがある。

審査委員会の構成等については、募集の公告時に公表する。

応募者は 1 つの事業提案しか行うことはできない。

### (2) 選定基準

事業者選定基準は募集の公告時に公表する。

### (3) 審査結果の公表

町は、優先交渉権者の決定後、審査結果を速やかに町ホームページ等で公表する。

### (4) 著作権

応募者より提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、町は、本事業に関する公表時及びその他町が必要と判断した場合には、優先交渉権者の提案書類又は全部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者の提案書類については、本事業に関する公表を目的として、提案書類の一部を無償で使用できる。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任

は、応募者が負う。

### **第3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施に係る事項**

#### **1. 予想される責任及びリスクの分類と官民での分担**

##### **(1) 基本的な考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉かつ質の高いサービスの提供を受けることを目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは原則として選定事業者が負うものとする。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

##### **(2) 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び選定事業者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表(案)」によるものとする。ただし、本実施方針におけるリスク分担を変更する合理的かつ明確な理由及びこれに類する意見及び提案があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがある。

なお、最終的なリスク分担は事業契約において定める。

#### **2. 事業実施状況のモニタリング**

##### **(1) モニタリングの実施時期**

###### **① 設計段階**

町は、選定事業者もしくは協力事業者が行う設計業務が要求水準書に定められた業務要求水準を満たしていることを確認する。

###### **② 建設段階**

町は、工事期間中、定期的を選定事業者もしくは協力事業者の実施する施工内容及び工事監理の状況を確認する。

また、町が要請した場合には、選定事業者もしくは協力事業者は施工内容の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を

行う。

工事完成・施設引渡時に、選定事業者は施工記録を用意して、現場で町の確認を受ける。この際に、町は施設の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、要求水準書に定められた業務要求水準を満たしていない場合には、町は補修又は改造を求めることができる。

### ③ 維持管理・運営段階

町は、選定事業者が実施する維持管理業務等について、要求水準書等に定められた業務要求水準を満たしていることの確認を定期的に行うとともに、選定事業者の財務状況についても確認する。

## (2) モニタリング結果による対応

モニタリングの結果、選定事業者や協力事業者の実施する業務の内容や事業内容が、要求水準書等に定められた業務要求水準や内容を満たしていないことが判明した場合には、町は業務内容等の速やかな改善を求める。

選定事業者は町の要求改善に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

対価の減額等の具体的な考え方は、募集の公告時に提示する。

## 第4. 公共施設の立地ならびに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地条件

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 所在地     | 三重県多気郡多気町五桂 956 番地                  |
| 現況      | 多気町五桂池ふるさと村                         |
| 敷地面積    | 39,216.19 m <sup>2</sup>            |
| 敷地所有者   | 三重県多気町                              |
| 用途地域    | 非線引き都市計画区域                          |
| 防火地域    | 指定なし                                |
| 容積率     | 200%                                |
| 建ぺい率    | 60%                                 |
| その他地域地区 | 法 22 条地域 特別用途制限地域 風致地区              |
| 全面道路    | 幅員 5,700m<br>隣地と接している部分の長さ 116,400m |
| 交通アクセス  | ・ JR 紀勢本線「佐奈駅」から徒歩で約 30 分           |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR・近鉄「松阪駅」から「三瀬谷」行きバスに乗車し「五桂口」下車、徒歩 30 分</li> <li>・伊勢自動車道「勢和多気 IC」から車で約 15 分</li> </ul> |
|--|---|

## 2. 施設の概要

### (1) 公共施設

五桂池ふるさと村（R4 年度整備予定の新設施設）、花とふれあい動物広場、おばあちゃんの店（Marche Grandma）、まごの店、その他（屋外トイレ、排水溝、舗装、階段等）

### (2) 民間施設

現状の五桂池ふるさと村（R4 年度整備予定の新設施設を除いたロジ棟、BBQ エリア、研修室）については、本事業のコンセプト及び五桂池ふるさと村のグランドデザインに示す事業の方向性に合致し、賑わい創出や活性化に資する提案施設をする。具体的には次のような機能を有する施設の提案を期待する。

#### (ア) 宿泊機能

簡易ロジやドーム型テント等、集客効果を期待できる新たなアウトドア体験が可能な宿泊機能。

#### (イ) 賑わい創出機能

立地する自然環境を活かしながら、集客効果を見込むことができる新たなアクティビティの導入が可能な賑わい創出機能。

## 3. 土地の貸付

事業の対象となる施設が立地する町有地は、PFI 事業の用に供するため、事業実施期間中は選定事業者は無償で貸与する。

## **第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に**

### **関する事項**

#### **1. 係争事由における基本的な考え方**

事業計画または契約に疑義が生じた場合、町と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

#### **2. 管轄裁判所の指定**

契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

#### **1. 事業の継続に関する基本的な考え方**

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに、町と選定事業者の責任に応じて、適切な措置を講じるものとする。

#### **2. 事業の継続が困難となった場合の措置**

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
  - ① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、町は契約の定めに従い契約を解除することができる。
  - ② 事業者が倒産し、又は財政状況が著しく悪化し、本事業の継続的履行が困難となった場合、町は、契約の定めに従い契約を解除することができる。
  - ③ 町が契約を解除した場合、町は事業者に対し、契約書の定めに従い新たな事業者への本事業への引継ぎ等を求めることができる。
- (2) 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
  - ① 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができる。
  - ② 事業者が契約を解除した場合、事業者は町に対し契約書の定めに従い、生じた損害に対する賠償を求めることができる。
- (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場

合、町と事業者は、事業継続の可否について協議するものとする。

### **3. 金融機関との協議**

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金供給を行う融資機関と町で協議を行う可能性がある。

## **第7. 法制上及び税制上の措置並びに金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置**

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係る措置は想定していないが、今後法制や税制の改正により措置が可能となる場合、町と選定事業者で協議するものとする。

### **2. 財政上及び金融上の支援**

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合においては、町は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう努める。

なお、事業実施にあたり財政上及び金融上の支援が必要な場合には、町と選定事業者で協議のうえ、町は必要な支援を行うことができるものとする。

## **第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1. 議会の議決**

仮契約の締結に関する議案については令和4年12月に町議会定例会に提出する予定である。また、今後債務負担行為の設定の必要が生じた場合には、必要となるタイミングにて開会される町議会定例会にて債務負担行為の設定に係る議案を上程することとする。

### **2. 提案に伴う費用負担**

参加表明書及び提案書類の作成・提出など、応募者の提案に係る費用は、

すべて応募者の負担とする。

### **3. 情報公開及び情報提供**

町は、町ホームページ等を通じて適宜、本事業に関する情報を提供する。

### **4. 問合せ先**

多気町役場農林商工課 商工観光係

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地

電話：0598-38-1117

FAX：0598-38-1140

Email：norin@town.mie-taki.lg.jp